

しずぎんカード規定の変更について

しずぎんカード規定を下記のとおり変更します。

記

1. ATM によるカードローン「ミープラス」申込受付の開始に伴う変更

(1) 変更日 平成 29 年 5 月 22 日 (月)

(2) 変更内容

変更前	変更後
<p>1. (カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したしずぎんカードおよび貯蓄預金について発行したしずぎんカード(貯蓄預金)(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入業務提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預金支払機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。</p> <p>② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払業務提携先」といい、「預入業務提携先」と「支払業務提携先」をあわせて「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して、預金の払戻しをする場合。</p> <p>③ 当行および地銀CD全国ネットサービス加盟の提携行(以下「提携行」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預金支払機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>④ 当行の預金機を使用して総合口座定期預金の自動解約予約をする場合。</p> <p>⑤ その他当行所定の取引をする場合。</p> <p>2. (預金機による預金の預入れ)</p> <p>3. (窓口でのカードによる預入れ)</p> <p>4. (支払機による預金の払戻し)</p> <p>5. (振込機による振込)</p> <p>6. (預金機による総合口座定期預金の自動解約予約)</p>	<p>1. (カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したしずぎんカードおよび貯蓄預金について発行したしずぎんカード(貯蓄預金)(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>①～④ 同左</p> <p>⑤ 当行の預金機を使用して当行所定の各種商品の申込みをする場合。</p> <p>⑥ その他当行所定の取引をする場合。</p> <p>2. ～6. 同左</p>

変更前	変更後
<p>7. (自動機利用手数料等)</p> <p>8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱)</p> <p>10. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)</p> <p>11. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しまたは総合口座定期預金の自動解約予約(以下「払戻し等」)を行います。当行の国内本支店窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された住所・署名と届出の住所・署名との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</p> <p>(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し等の停止の措置を講じます。</p> <p>12. (偽造カード等による払戻し)</p> <p>13. (盗難カードによる払戻し)</p> <p>14. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>15. (カードの再発行等)</p> <p>16. (成年後見人等の届け出)</p> <p>17. (ご利用限度額変更)</p> <p>18. (預金機・支払機・振込機の誤入力)</p> <p>19. (解約、カードの利用停止等)</p> <p>20. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>21. (規定の適用)</p>	<p>7. (預金機による各種商品の申込み) 当行の預金機を使用して当行所定の各種商品の申込みを行う場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って手続きをしてください。なお、代理人カードによるお取扱いはできません。</p> <p>8. (自動機利用手数料等)</p> <p>9. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>10. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱)</p> <p>11. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)</p> <p>12. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しまたは総合口座定期預金の自動解約予約(以下「払戻し等」)、および当行所定の各種商品の申込みを行います。当行の国内本支店窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された住所・署名と届出の住所・署名との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</p> <p>(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し等および当行所定の各種商品の申込みの停止の措置を講じます。</p> <p>13. (偽造カード等による払戻し)</p> <p>14. (盗難カードによる払戻し)</p> <p>15. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>16. (カードの再発行等)</p> <p>17. (成年後見人等の届け出)</p> <p>18. (ご利用限度額変更)</p> <p>19. (預金機・支払機・振込機の誤入力)</p> <p>20. (解約、カードの利用停止等)</p> <p>21. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>22. (規定の適用)</p>

2. ATMでの振込の一部利用制限に伴う変更

(1) 変更日 平成29年7月3日(月)

(2) 変更内容

変更前	変更後
<新設>	5. (振込機による振込) (9) 振り込め詐欺等の犯罪を防止するため、当行が別途定める条件に当てはまる方については、振込機を利用した振込のお取扱いを停止することがあります。なお、当該条件については、当行ホームページへの掲載その他の方法により事前に告知します。
<新設>	23. (規定の変更) この規定は、当行の判断により変更されることがあります。なお、当行がこの規定を変更する場合、当該変更の内容については、当行ホームページへの掲載その他の方法により事前に告知します。

3. 照会先

<本件に関するお問い合わせ先>

しずぎんテレホンバンクセンター

フリーダイヤル 0120-286039

携帯・スマホからは 054-344-2026

電話受付時間 9:00~20:00 (土・日・祝日、12/31~1/3を除く)

以上